

平成 24 年 8 月
農林水産省食料産業局

農商工等連携事業の促進に関する基本方針の改正（案）の概要

第一 農商工等連携事業の促進の意義及び基本的な方向に関する事項

農商工等連携の取組が、農林漁業経営の改善につながり、農林漁業の新しい担い手を生み出す契機となることが期待。

農商工等連携の促進のため、債務保証、資金助成、ノウハウ面の支援等の政策的な支援措置を講じる。

第二 農商工等連携事業に関する事項

1 農商工等連携事業の内容に関する事項

- ① 農林漁業と商工業等との連携（農農連携、工工連携等は対象外）
 - 中小企業者たる組合等：農協、農協連合会、農事組合法人、森組、森組連合会、漁協、漁協連合会、水協、水協連合会、事業協同組合、協業組合、商工組合、生協等
 - 計画認定主体とはなれないが、大企業の事業参加は可能（事業に対する貢献度合が一定以下の場合）。
- ② 経営資源の有効な活用（連携事業のために工夫した取組）
- ③ 新商品の開発・生産・需要の開拓又は新サービスの開発・提供・需要の開拓
 - 当該事業者にとってこれまでに開発、生産したことのない商品・サービス
 - 需要の見込みがあるなど事業の実行可能性が高い
 - 農林水産物については国内で生産されたものに限定
- ④ 計画期間は原則 5 年以内（3 年～5 年）

2 農商工等連携事業の実施により中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図るための方策に関する事項

- 以下の①及び②の経営指標を満たすことを経営改善の判断基準とする。

【中小企業者】

- ① 付加価値額又は従業員 1 人あたり付加価値額：年間 1 %以上の向上
- ② 事業者の総売上高：年間 1 %以上増加

【農林漁業者】

- ① 付加価値額又は従業員 1 人あたり付加価値額：年間 1 %以上の向上
- ② 農商工等連携事業計画における農産物の売上高：年間 1 %以上増加

3 海外において農商工等連携事業が実施される場合における国内の事業基盤の維持その他の農商工等連携事業の促進に当たって配慮すべき事項

- (1) 基本的な考え方
- (2) 支援事務局の設置
- (3) 農商工等連携事業計画の評価体制の整備
- (4) 農商工等連携事業に対する支援の促進
- (5) 国内の事業基盤の維持（追加）
- (6) 信頼性のある計算書類等の作成及び活用の推奨（追加）

第三 農商工等連携支援事業に関する事項

1 農商工等連携支援事業の内容に関する事項

2 農商工等連携支援事業の促進に当たって配慮すべき事項